

(陳受28第11号)

別居・離婚後の親子の断絶を防止する公的支援を求めることに関する陳情

受理年月日

平成28年2月18日

陳情者

陳情の要旨

2012年には民法が改正され、同766条「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」と初めて、面会交流・養育費に関して明記されました。

しかしながら、現行法制では、離婚届出は、特段、面会交流・養育費を取り決めないでも受理され、面会交流の拡充・養育費の支払いは遅々として進んでいないのが現状です。

兵庫県明石市ではこれらの現状を踏まえ、2014年より国に先駆け、子ども養育の専門相談窓口を設け（弁護士、臨床心理士など専門スタッフ）、養育費や面会交流を定めた「こどもの養育に関する合意書」や「こども養育プラン」の作成アドバイスを行っています。これらの明石市の取り組みは、厚生労働省でも「ひとり親家庭への支援施策に関する事例」として注目されており、社会保障審議会児童部会「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」においても、養育費の確保・面会交流については、「『明石市こども養育支援ネットワーク』に見習う点も多い」との意見が述べられています。

よって、武蔵野市においても、上記明石市の公的支援・相談体制を参考とした別居・離婚後の面会交流、養育費確保に対する公的支援体制・相談体制の実施・充実を図ることを求め、陳情いたします。